

～事業者に対する新たな支援施策を実施します！

事業者の皆様に対し、新型コロナウイルス感染症関連の新たな緊急支援を実施いたします。ぜひご活用くださいますようお願いいたします。

1. 事業者営業継続支援事業

交付対象者	市内に本社または主たる事業所を開設している中小企業者・個人事業主
交付条件	<ul style="list-style-type: none">令和2年6月1日時点で営業しており、今後も継続の意思があること令和2年4月または5月(以下「対象月」という。)の初日時点で2か月以上営業を継続していること対象月の売上高が前年同月比2割以上5割未満減少していること国の持続化給付金、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金及び福島市飲食店営業継続支援給付金の交付を受けておらず、かつ、これらの要件に該当しないこと「新しい生活様式」への対応等の感染症防止策に取り組んでいること
交付額	一律10万円

◇飲食店営業継続支援事業の見直し

上記1の事業実施に伴いまして、「事業者のみなさまへ Vol.6」でお知らせしております飲食店営業継続支援事業を下記のとおり見直します。

- ①売上高条件の前年比較月：4月のみ ⇒ 4月または5月に拡大
- ②自己所有建物店舗への給付額：一律5万円 ⇒ 一律10万円に引上げ
- ③申請期限：令和2年6月15日(月) ⇒ 令和2年7月15日(水)に延長

事業の詳細及び申請は[こちら](#)

《相談先》 商工観光部産業雇用政策課 ☎024-515-7746

2. 新たなビジネスモデル創出支援事業

補助対象者	市内に本店を有する中小企業者及び市内に店舗・事務所を有する個人事業主
補助対象事業	ICT活用など新しい生活様式に対応したビジネスモデルに取り組む事業のうち、国・県、その他補助金・助成金を活用していないもの
対象経費	需用費、役員費、委託費、使用料及び賃借料、講師謝礼、物品購入費等
補助率	対象経費の2/3以内 上限50万円、下限10万円

事業の詳細及び申請は[こちら](#)

《相談先》 商工観光部商工業振興課 ☎024-525-3720

3. 地域公共交通支援事業

対象事業者	道路運送法第4条の規定による一般旅客自動車運送事業を営む交通事業者で以下の条件を満たす方
交付条件	<ul style="list-style-type: none">道路運送法第4条第1項の規定による一般乗用旅客自動車運送事業若しくは一般貸切旅客自動車運送事業又はその両方の許可を受けていること令和2年5月1日時点で3ヶ月以上営業しており、今後も継続の意思があること令和2年4月（1ヶ月間）の売上高が平成31年4月（1ヶ月間）に比べて50%以上減少していること
交付額	1車両 一律3万円

◇交付対象車両について

上記の1車両とは

給付対象者が一般乗用旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業を実施するために使用する車両とし、自動車検査証における「使用の本拠の位置」が福島市内の住所である車両に限る。

ただし、一般乗用旅客自動車運送事業における福祉事業限定許可を受けたものを除く。

事業の詳細及び申請は[こちら](#)

《相談先》 都市政策部交通政策課 ☎024-525-3762